

大阪市立東成区民センター公共施設設置防犯カメラ管理規程

1 目的

この規程は、東成区民センターに設置される防犯カメラについて、街頭犯罪の抑制及び防止を図ることと並行して、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置又は運用について定める。

2 設置者及び管理責任者等

(1) 防犯カメラシステムの設置者

大阪市東成区長

(2) 防犯カメラシステムの管理責任者

大阪市東成区役所 市民協働課長 連絡先：06(6977)9734

(3) 防犯カメラシステムの取扱者

大阪市東成区役所 市民協働課担当職員

3 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 2台

東成区大今里西3丁目2番17号

(2) 録画装置、モニター装置一式

同上（収納ラック内）

4 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱い、並びにモニターによる監視を行う担当者（以下、「取扱者」という。）を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

(3) 録画装置及びモニターを格納する収納ラックの鍵については、管理責任者が管理し、画像データの外部漏えいを防止する。

5 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

(2) 画像を記録した媒体は、施錠のできる備え付け収納ラック内に保管する。

(3) 撮影された画像の保管期間は、概ね7日間とし、保管期間終了後は廃棄する。

6 画像の利用制限

(1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
- ア 法令に基づく請求があった場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）
 - ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - エ 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

附 則

この管理規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東成区支部協議会
東成区地域活動団体連絡調整会議
社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
東成区地域振興会・東成区赤十字奉仕団
東成区商店街連盟連合会
東成区小売市場連合会
東成区遺族会
東成区母と子の共励会
東成区米穀小売協議会
東成区花と緑のまちづくり推進会
東成地区共同募金会
東成地区保護司会
東成区更生保護女性会
東成地区B B S会
東成地区社会を明るくする運動実施委員会
東成区地域女性団体協議会
東成区人権啓発推進協議会
東成区人権啓発推進員連絡会
大阪市企業人権推進協議会東成区支部
東成区P T A協議会
東成区学校保健協議会
東成区生活指導協議会
東成区青少年育成推進会議
東成区生涯学習推進区民会議
大阪市生涯学習推進員東成区連絡会
東成区体育厚生協会
東成区スポーツ推進委員協議会
東成区青年団体協議会
東成区青少年指導員連絡協議会
東成区青少年福祉委員連絡協議会
東成区青少年三団体連絡協議会
東成区子供会育成連合協議会
東成区成人の日記念のつどい実行委員会
東成区政協力会
東成区老人クラブ連合会
交通事故をなくす運動東成区推進本部
東成区安全なまちづくり推進協議会
東成区民生委員児童委員協議会
東成母子会
東成区身体障害者福祉会
東成区食生活改善推進員協議会
東成区健康づくり推進協議会
東成区各校下地域活動協議会
東成交通安全協会
東成防犯協会